★『冷蔵倉庫』に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．今回の改正で倉庫の固定資産税がどのように変わるのですか？

Ａ１．もともとあった倉庫の評価替え時の経過年数による評価額の減少率が大きくなり、税額が安くなります。ただし、建築年が古い建物については税額が変わらない場合があります。

Ｑ２．「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか？

Ａ２．「冷蔵倉庫」は構造が非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造、軽量鉄骨造など木造以外の建物）で、保管温度が摂氏１０℃以下に保たれる倉庫です。

Ｑ３．倉庫内に業務用冷蔵庫を設置していますが、該当になりますか？

Ａ３．倉庫自体に冷蔵機能を備えているものでなければなりません。倉庫内に単に業務用冷蔵庫やプレハブ式冷蔵庫を設置している場合は該当になりません。

Ｑ４．実地調査で何を調べるのですか？

Ａ４．所有されている非木造の倉庫が「保管温度が摂氏１０℃以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。該当する倉庫が建物内部で複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途（冷蔵倉庫が床面積の５０％以上）であるかどうかなど床面積の確認などをおこいます。

Ｑ５．実地調査当日に用意しておく書類はありますか？

Ａ５．床面積（冷蔵倉庫部分）の確認をおこないますので、寸法のわかる平面図等をご用意ください。また、保管温度を確認するため、冷蔵能力がわかる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）や冷却設備の稼働状況、保管温度などを記録した「運転記録簿」等のご準備をお願いします。

Ｑ６．いつから税額が変わるのですか？

Ａ６．次回の評価額の見直しの年である平成 24 年度課税分から変更になります。

★『冷蔵倉庫』の経年減点補正率変更点

構　造	一般用倉庫	冷蔵倉庫
鉄筋コンクリート造等	築45年で0.2まで減価	築26年で0.2まで減価
ブロック造等	築40年で0.2まで減価	築24年で0.2まで減価
鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの	築35年で0.2まで減価	築22年で0.2まで減価
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	築26年で0.2まで減価	築16年で0.2まで減価
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	築18年で0.2まで減価	築13年で0.2まで減価